会員へのお知らせ

一性同一性障害患者夫婦への非配偶者間人工授精により生まれた子の親子関係について―

昨年(平成22年)、性同一性障害の女性が「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の適用により戸籍上「男性」となった後に他の女性と法的に婚姻し、さらに第三者の男性から精子の提供を受けて非配偶者間人工授精(AID)の手技を経てもうけた子について、この法的に婚姻している夫婦の嫡出子とは認められず、嫡出子としての出生届けを不受理とする行政対応が続きました(1月報道:宍粟市事例、12月報道:関東地方事例)。

日本産科婦人科学会(以下、本会)は、生殖医療に関する複数の見解を定め、学会が認定した各医療施設がこれらの見解に則った生殖医療を実施することを求めています。このうち AID については、「非配偶者間人工授精に関する見解(平成9年4月施行、平成18年4月一部改定)」を定め、施行の際の要件のひとつとして依頼者が法的婚姻関係にあることを示しています。この要件の意義は、医療技術を用いて生まれる子を自分達の子供として育てることが子の福祉に適う、との本会の考え方を反映させたものです。本会はこの見解の中で、依頼者の法的婚姻関係を確認する手段として、依頼者夫婦の戸籍の確認を提示していますが、これは、婚姻中の女性が出産した子の父子関係は嫡出推定により認定されるとの条文に依拠しています(民法第772条)。

そこで本会は、法務大臣に対し以下の内容の質問状を送付し、昨年報道された事例における 親子関係(父子関係)について、現時点での法務省の見解を問いました。

〔法務省への質問要点〕

「両親」の婚姻関係が戸籍上明白であっても、「両親」のうちの一方の戸籍上の性の変更が明らかで、その理由が誤記などでなく性同一性障害のような理由であるために変更前の性では当該「両親」間に生物学的な親子関係を成し得ないことが明白である場合、出生した子に対し、

- 1)嫡出推定により嫡出子とすることは可能か。
- 2) 嫡出推定が成し得ない場合に、戸籍上の夫からの認知を行うことにより認知準正の手続き を経て嫡出子とすることは可能か。
- 3)嫡出推定、認知準正のいずれも成し得ない場合に、戸籍上の夫との間に特別養子縁組を行うことは可能か。

この度、法務省より回答を得ましたので、別紙に示します。 患者の問い合わせなどに際して十分に考慮するよう、注意を喚起いたします。

〔法務省の回答は次ページ〕

平成 23 年 2 月 26 日

社団法人日本産科婦人科学会 理事長 吉村 泰典 倫理委員会委員長 嘉村 敏治

平成23年2月18日



社団法人日本産科婦人科学会 御中

法務省民事局民事第一課

「質問状 一性同一性障害患者夫婦への非配偶者間人工授精により生まれた子の親子関係について一」に対する回答

平成23年1月17日付けの標記質問状に対し、下記のとおり回答します。

記

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」という。) により性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が、第三者の男性から精子の提供を受けて「非配偶者間人工授精」の手技を経てもうけた子の親子関係についての戸籍実務における取扱いは、以下のとおり。

- 1 当該子について、性別の取扱いの変更の審判を受けた者との間で民法第77 2条による嫡出推定を及ぼすことはできないので、性別の取扱いの変更の審判 を受けた者の実子として法律上の父子関係があると認めることはできず、嫡出 子であるとの出生届を受理することはできない。
- 2 性別の取扱いの変更の審判を受けて男性となった者を認知者とする認知届を 受理することはできない。
- 3 家庭裁判所が民法上の要件を満たしていると判断して縁組を成立させる審判をした場合には、当該子を養子とする特別養子縁組届を受理することができる。 なお、当該子と性別の取扱いの変更の審判を受けた者が普通養子縁組届をすることにより、両者の間に嫡出子として法律上の親子関係を創設することも可能である。